

「相談支援部会」中間報告について

1 報告事項

(1) 第39回相談支援部会（平成28年7月13日開催）

ア 第26回刈谷市障害者自立支援協議会における相談支援部会関係の報告について

刈谷市障害者自立支援協議会（平成28年5月20日開催）にて報告した相談支援部会での昨年度の検討事項と結果及び今年度の検討事項を確認した。

イ 移動支援事業について

近隣市の状況を確認し、実施形態や個別具体的な事例について、刈谷市の現状の課題を抽出した。

(ア) 通勤・通学に関して、原則認めていないが、通うための練習として回数制限を設けて認めている市もある。

(イ) ヘルパーとの現地集合・現地解散や男性ヘルパーに対するニーズも多い。しかし、男性ヘルパーは不足しているため、利用したくてもできない利用者がいる。

(ウ) 移動支援ガイドラインを作成することで、保護者や事業所への事業の理解促進が図れる。

(エ) 相談支援部会だけでは個別具体的な事例を検討することが難しいため、相談支援事業所及び事務局でワーキンググループを行う。

ウ 相談支援体制の整備について

各相談支援事業所が事業報告を行い、そこから課題や問題点を確認した。また、今年度4月に基幹相談支援センターが開所したことに伴い、各相談支援事業所にどのような影響があったのか確認した。

(ア) 気持ちが高ぶっている保護者が、基幹相談支援センターで話をすることで落ち着きを取り戻し、沈静された状態で事業所に来るので助かる。

(イ) 困難事例で1つの事業所だけでは難しい場合でも、一緒に動いてくれる。

(ウ) 制度に対する理解が不足している中、スーパーバイザーとしてのアドバイスや社会資源などの情報をもらえるので助かる。

(2) 移動支援ワーキンググループ（平成28年8月10日、9月21日開催）

移動支援ガイドラインの内容について、現状の移動支援事業の整理及びニーズの確認を行った。

ア 移動支援事業について

(ア) 通勤・通学について、練習期間を設けて利用できるようにするのはどうか。

(イ) 現地集合・現地解散を刈谷市内であれば認めるようにするのはどうか。

(ウ) 習い事について、目的が社会参加や余暇活動と認められるとき、対象とすることはできないか。

2 総括及び検討課題

(1) 移動支援事業について

現地集合・現地解散や通勤・通学といった個々の事例の中で、利用者が使いやすくなるための見直しや障害特性による背景をふまえた特例をどこまで認めていくかを検討していく。そのうえで、保護者や事業所への理解促進のために刈谷市版のガイドラインを作成する。

(2) 相談支援体制の整備について

基幹相談支援センターが開所したことは、相談支援事業所にとって良い影響を与えている。今後は相談支援事業所だけではなく、他機関に対しても連携を取りつつ支援が行えるよう検討する。また、市内の相談支援事業所を含む障害福祉サービス事業所などの支援マップ等により、視覚的に分かりやすい支援体制を検討する。